

弟子屈町

介護サービス事業経営戦略

計画期間：令和2年度～令和11年度



令和3年3月

弟子屈町

目 次

- 1 経営の基本方針
- 2 計画の期間
- 3 事業概要
 - (1) 事業の形態
 - (2) 現在の経営状況
 - (3) これまでの主な経営健全化の取組
- 4 将来の事業環境等
 - (1) 高齢者人口等の予測
 - (2) 介護需要の予測
 - (3) 施設の見通し
- 5 その他の重点事項
 - (1) 事業の意義、提供するサービスの必要性
 - (2) 今の事業形態として実施する必要性

1 経営の基本方針

弟子屈町の人口は、昭和35年にピークを迎えた後、減少に転じ、一時的な増加の時期はありましたが、現在は減少が止まらない状況が続いています。本町の持続的な発展の実現のためには、しっかりとした生活基盤が整い、町民が安全で安心して暮らせるまちがあつてこそのものであります。様々な施設や資源、人材などを活用して暮らしやすさを追求していくことが求められています。

このため、保健・医療・福祉の充実による生活の安心の確保、防犯・防災体制の充実による安全の確保、住宅・道路・公園・上下水道といった生活基盤の充実など、誰もが安心して暮らせるまちづくりが重要であります。

弟子屈町老人デイサービスセンターは、この弟子屈町の礎を築いた高齢者の方々への、保健医療サービス及び福祉サービス支援の提供の場として重要な役割を担っていることから、時代に沿って変化していくニーズに対応しながら安定的な運営を行ってまいります。

また、当町のみならず近隣市町村や、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携によって広域的なケア、サービス提供に努めてまいります。

2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間としますが、財政事情や公共サービスの在り方を期間中も継続して行い、必要に応じて適宜見直しを実施してまいります。

3 事業概要

(1) 事業の形態

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	・入浴、排泄、食事等の介護 ・機能訓練 ・介護の方法の指導 ・健康状態の確認 ・送迎 ・その他の利用者に必要な日常生活上の支援	指定管理者制度 導入状況	利用料金制 (平成27年4月1日～)
職員数	10 人		
うち 常勤医師数	- 人	理学療法士又は作業療法士	- 人
看護職員数	1 人	事務職員	2 人
介護職員数	6 人	その他職員	1 人
介護支援専門員数	- 人		

②施設

施設数	1	定員 (1日あたり)	18 人
延床面積	647 m ²	居室床面積	528 m ²
サービス日数	239 日	年延利用者数	4,070 人

(2) 現在の経営状況

平成6年度から開所している当該施設は平成26年度まで町直営で運営していたが、所要経費や人員配置の見直しを実施し平成27年度より指定管理者制度を導入しました。

所要額についても直営時と比較すると約40,000千円が圧縮されており、町財政の健全な運営に多大に寄与しています。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

指定管理者制度導入の検討(平成26年度)

4 将来の事業環境等

(1) 高齢者人口等の予測

当町においても、少子高齢化の影響を受けており生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向になっています。

平成13年度末には6,075人（64.3%）にいた生産年齢人口は平成30年度末で3,682人（51.5%）、老年人口は2,118人（22.4%）が2,803人（39.2%）となっており、相対的な人口減少以上に老年人口の割合が増加しています。

(2) 介護需要の予測

今後も増加傾向とされている老年人口に対して、介護サービスの需要は更に高まっていくと予測されます。

(3) 施設の見通し

当該施設は平成5年度に建設され25年が経過しており、施設内設備は経年劣化による適宜の改修や更新は行われているが、躯体本体は改築が必要なほどの劣化は受けていないため、施設耐用年数である50年（令和25年度）まで現行施設を活用していく見通しです。

5 その他の重点事項

(1) 事業の意義、提供するサービスの必要性

高齢者の方々が、要介護状態等になった場合でも、住み慣れた地域に暮らし続けられるようサービスを提供するためにも当該事業の意義・必要性は高いと考えられます。

(2) 今の事業形態として実施する必要性

高齢化の進行や、多様化する福祉・医療ニーズに対応するためには、当該施設が住み慣れた町にあることは大変重要であることから、現行の体制で安定的に運営していくことが必要と考えます。

